

機械設備工事特記仕様書

編 号	項 目	特 記 事 項	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
第 1 編 一 般 共 通 事 項	1章 一般事項 1節 総 則 1.1.1 適用範囲	1. この特記事項以外は下記の図書の最新版に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。 1) 知北平和公園組合契約規則 2) 工事請負契約書 3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 4) " " 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 5) " " 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 6) " " 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 7) " " 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 8) " " 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 9) " " 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 10) " " 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 11) " " 建築物解体工事共通仕様書 12) 関係法令及び諸工事基準																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	1.1.3 官公署その他への届出手続等	2. 特記事項の適用優先順位 1. ◎ (又は○) 2. ※ ただし ◎ (又は○) ※ のある場合は共に適用する。 3. 本工事に使用する資材等は、上記各標準仕様書及び本工事特記仕様書(指定資材を含む)によるものとする。 4. 設計図書に関する疑義は原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。 * 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	1.1.4 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	1.1.7 別契約の関連工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="5">工 事 区 分</th> <th rowspan="2">備 考</th> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="5">工 事 区 分</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>建築</th> <th>電気</th> <th>管</th> <th>空調</th> <th>汚水処理</th> <th>建築</th> <th>電気</th> <th>管</th> <th>空調</th> <th>汚水処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備スリーブ箱入</td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>水槽・その他マンホール</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上用構造体補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>厨房機器接続</td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 防水処理</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>化粧棚及び鏡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井・壁埋込器具切込補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>天井地下共</td> <td>実験台設備接続</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器基礎・防水処理</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>防水処理又は配管</td> <td>ワイランド用受台</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器用アンカーボルト</td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>機器類に伴うもの</td> <td>防煙シャッター、同用煙感知器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(外部)空気取入・換気ガラリ</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>防火戸自閉装置及び</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(内部)空気取入・換気ガラリ</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>各間の配線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>換気扇取付枠</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>同上盤までの電源送り</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物内外配線配管ビット蓋</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>排煙口開放装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物内排水溝</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>排煙口手動開放装置</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>たて樋接続用横引管</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>消火栓組込発信器類及び取付</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発電機用 冷却用給水排水</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>減圧水槽以降</td> <td>不燃性ガス消火設備への電源送り</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 燃料用油配管</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料小出槽以降</td> <td>同上制御盤及び制御配線</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 通気管</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>電動黒板・電動バリマスク</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" オイルタンク</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>への電源送り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>動力制御盤及び配線</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>受水槽・高架水槽基礎</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動制御盤及び配線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>" " 架台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動制御盤への電源送り</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>天井・壁改め口</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ファンコイルへの電源送り</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>床・改め口</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>液面電極体リレー及び配線</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>汚水樹</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>汚水処理槽流入側 槽入口汚水樹を除く</td> </tr> <tr> <td>床排水金物</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>雑排水樹</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>流し台排水金物</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>雨水樹</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 設備接続</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	工 事 区 分					備 考	項 目	工 事 区 分					備 考	建築	電気	管	空調	汚水処理	建築	電気	管	空調	汚水処理	設備スリーブ箱入		※	※	※	※		水槽・その他マンホール	※						同上用構造体補強	※						厨房機器接続		※	※				" 防水処理	※						化粧棚及び鏡							天井・壁埋込器具切込補強	※					天井地下共	実験台設備接続							設備機器基礎・防水処理	※					防水処理又は配管	ワイランド用受台	※						設備機器用アンカーボルト		※	※	※	※	機器類に伴うもの	防煙シャッター、同用煙感知器							(外部)空気取入・換気ガラリ	※						防火戸自閉装置及び	※						(内部)空気取入・換気ガラリ	※						各間の配線							換気扇取付枠	※						同上盤までの電源送り		※					建物内外配線配管ビット蓋	※						排煙口開放装置				※			建物内排水溝	※						排煙口手動開放装置	※						たて樋接続用横引管	※						消火栓組込発信器類及び取付		※					発電機用 冷却用給水排水		※				減圧水槽以降	不燃性ガス消火設備への電源送り		※					" 燃料用油配管		※				燃料小出槽以降	同上制御盤及び制御配線			※				" 通気管		※					電動黒板・電動バリマスク		※					" オイルタンク		※					への電源送り							動力制御盤及び配線		※					受水槽・高架水槽基礎	※						自動制御盤及び配線				※	※		" " 架台				※			自動制御盤への電源送り		※					天井・壁改め口		※					ファンコイルへの電源送り		※					床・改め口		※					液面電極体リレー及び配線		※					汚水樹			※			汚水処理槽流入側 槽入口汚水樹を除く	床排水金物			※				雑排水樹			※				流し台排水金物	※						雨水樹		※					" 設備接続			※											
	項 目	工 事 区 分					備 考	項 目			工 事 区 分						備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		建築	電気	管	空調	汚水処理			建築	電気	管	空調	汚水処理																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	設備スリーブ箱入		※	※	※	※		水槽・その他マンホール	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	同上用構造体補強	※						厨房機器接続		※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	" 防水処理	※						化粧棚及び鏡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	天井・壁埋込器具切込補強	※					天井地下共	実験台設備接続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
設備機器基礎・防水処理	※					防水処理又は配管	ワイランド用受台	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
設備機器用アンカーボルト		※	※	※	※	機器類に伴うもの	防煙シャッター、同用煙感知器																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
(外部)空気取入・換気ガラリ	※						防火戸自閉装置及び	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(内部)空気取入・換気ガラリ	※						各間の配線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
換気扇取付枠	※						同上盤までの電源送り		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
建物内外配線配管ビット蓋	※						排煙口開放装置				※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
建物内排水溝	※						排煙口手動開放装置	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
たて樋接続用横引管	※						消火栓組込発信器類及び取付		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
発電機用 冷却用給水排水		※				減圧水槽以降	不燃性ガス消火設備への電源送り		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
" 燃料用油配管		※				燃料小出槽以降	同上制御盤及び制御配線			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
" 通気管		※					電動黒板・電動バリマスク		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
" オイルタンク		※					への電源送り																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
動力制御盤及び配線		※					受水槽・高架水槽基礎	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
自動制御盤及び配線				※	※		" " 架台				※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
自動制御盤への電源送り		※					天井・壁改め口		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ファンコイルへの電源送り		※					床・改め口		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
液面電極体リレー及び配線		※					汚水樹			※			汚水処理槽流入側 槽入口汚水樹を除く																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
床排水金物			※				雑排水樹			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
流し台排水金物	※						雨水樹		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
" 設備接続			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1.1.8 疑義に対する協議等	* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
2節 工事関係図書 1.2.1 実施工程表 1.2.4 工事の記録	* 概成工期 ・有(契約日から90日後) ・無 1. 本工事は電子納品の任意対象工事とする。 2. 成果品の提出部数については、製本された図書1部とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
工事写真	* 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりを基本とするが、監督職員の承認を受けた工事写真専用のソフトを利用した場合はこの限りではない。 1) 工事着手前及び工事中 ①右図に示す黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠べい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添え撮影する。 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 2) 完成時 監督職員の指示によりカラーで撮影 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。	<table border="1"> <tr> <td>件 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位 置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> <tr> <td>撮影年月日</td> <td></td> </tr> </table>	件 名		名 称		位 置		工 程		備 考		撮影年月日		600程度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
件 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
名 称																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
位 置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
工 程																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
撮影年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3節 工事現場管理 1.3.1 施工管理	* 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和2年10月1日付国土建第352号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知)によるものとする。 * ・適用する ◎ 適用しない 1) 施工時間 時間制限 ◎ 有 ・無 2) その他 () 3) 工事車両の駐車場所 場所制限 ◎ 有 (駐車場所: ◎ 敷地内 ・()) ・無 4) 資機材置場所 置場制限 ◎ 有 (置場所: ◎ 敷地内 ・()) ・無 * 非施工場所以機能が停止とされる場合の代替措置 ※ 図示による () * 天井内機器等の改修にともなう天井解体の施工条件 ※ 図示による ()		450程度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1.3.2 電気保安技術者 1.3.3 施工条件	* アスベスト含有建材は、大気汚染防止法の改正(平成26年6月1日施行)に基づき、適正に対応すること * 特別管理産業廃棄物の有無 ・無 ・有(処理方法:) * 現場において再利用を図るもの () * 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
1.3.9 発生材の処理等			[改修 1.3.3] [改修 1.3.3] [改修 5.1.1] [改修 5.1.2]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

編 項 目	特 記 事 項	備 考
【改修】3章 養生	* 養生範囲 ※ 図示による () * 既存部分の養生方法 ※ ビニルシート ・ 合板等 () * 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ※ 図示による () * 機材搬入搬出通路の養生 ※ ビニルシート ・ 合板 () * 撤去前に内容物の回収を要する機器、配管 ※ 図示による () * アスベスト撤去作業に伴う安全対策 ※ 図示による () * 機器撤去跡の孔及び変色等の補修並びに床補修等 ※ 図示による () * 床、壁、天井等の撤去後の開口部の補修方法及び仕上げの仕様 ※ 図示による ()	
【改修】4章 撤去		
【改修】4.2.4 撤去跡補修等		
その他		
* 仮設	* 仮設の方法は施設及び監督職員と協議する。	
* 光熱水費	* 建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金、電気主任技術者委託料を含む)は、協議の上、各工事請負者が負担する。	
* 現場代理人	* 現場代理人においては、請負者との直接的な雇用関係があること。	
* 火災保険等加入方法等	* 保険の種類は、火災保険又は組み立て保険とする。「(愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法)」による期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。)保険金受取人(被保険者)は、請負者とする。	
* 事故報告	* 工事中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。	
* 工事中の安全管理	* 工事中の建築物その他工作物または施設については、東海、東南海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止するものとする。	
* 工事の下請負	* 請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。	
* 施工体制	* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。	
* 施工体制台帳	* 建設業法第24条の7第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)	
* 施工体系図	* 下請契約を締結する場合には、下請け金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示すること。	
* 各種調査への協力	* 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事になった場合は必要な協力をすること。	
* 工事コスト調査の協力	* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に愛知県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示によること。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力をすること。	
* 工事費内訳明細書	* 契約約款第3条第1項の規定による「工事費内訳明細書」の作成及び提出 ※ 要しない ・ 要する	
* 騒音・振動対策	* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 作業名: 建設機械名: 作業名: 建設機械名:	
* 排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・ なし (対象機種: バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW)) (対象規制値: 排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値))	
* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱	* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県: http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/faq/)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。	
* 特定特殊自動車の燃料	* 請負者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。	
* 薬液注入工法	* 薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(建設省事務次官通達)による。	
1章 一般事項		
2節 電動機及び制御盤		
1.2.1 電動機	* 200V三相誘導発電機の始動方式 ※ 表2.1.5による ()	
1.2.2 制御及び操作盤	* 指定する機器 () 表2.1.6の機材で、△印を適用するもの ※ 図示による () 表2.1.7により設ける表示等で、△印を適用するもの ※ 図示による () 表2.1.8以外で設ける接点及び端子 ※ 図示による () 表2.1.8により設ける接点及び端子で、△印を適用するもの ※ 図示による () * インバーター制御を行う場合の制御及び操作盤 ※ 1.2.2.1による ()	【改修1.2.1】
3節 総合調整		
1.3.2 総合調整	* 適用項目 ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度測定 ・ 室内気流及びびじんあい測定 ・ 騒音測定 ・ 飲料水の水質の測定	【改修1.3.2】
2章 配管工事		
1節 配管材料		
2.1.2 管及び継手	* 冷温水及び冷却用水 管材 () * ステンレス鋼管のメカニカル形管継手の種類 () * 蒸気、高温水及び油用 管材 () * プライン用 プライン温度が-10℃を下回る場合の水蓄熱用プライン管及び継手 () * 冷媒用 管材 () * 多湿箇所等に使用する断熱材被覆鋼管の断熱厚さ () * 給水、給湯及び消火用 管材 () * ステンレス鋼管のメカニカル形管継手の種類 () * 排水及び通気用 管材 ()	[表2.2.1] [表2.2.3] [表2.2.4] [表2.2.5] [表2.2.6]
2節 配管付属品		
2.2.7 伸縮管継手	* 鋼管用 種類 ・ ベローズ形(JIS B 2352) ・ スリーブ形(SHASE-S003)	
2.2.12 絶縁継手	* 設置箇所及び仕様 ()	
2.2.16 量水器	* 接合 ・ 標準図(異種管の接合要領)による ・ 図示による * 方式 ・ 直読式 ・ ハルス式 ()	

編 号	項 目	特 記 事 項	備 考																																
第 2 編	2.2.22 緊急遮断弁装置	* 緊急遮断弁装置 ・ 設置する ・ 設置しない ・ () * 遮断弁の駆動方式 ・ 電気式 ・ 機械式																																	
	2.2.23 水栓柱	* 本体 ※ 合成樹脂製 ・ 人造石とぎ出し製 ・ アルミニウム合金製 ・ ステンレス鋼製 * 寸法 ※ 約70mm角で全長約1,300mm ・ ()																																	
	2.2.24 不凍水栓柱	* 寸法 ※ 全長約1,500mm ・ ()																																	
	2.2.25 水抜栓	* 寸法 ※ 全長約1,500mm ・ ()																																	
	2.2.27 スリーブ	* スリーブ ・ 2.2.27(b)による ・ ()																																	
	3節 計器その他																																		
	2.3.6 遠隔油量指示計	* 遠隔油量指示計 ・ 抵抗変換式液面計 ・ 磁歪式液面計 ・ 図示による 副指示計 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による																																	
	2.3.8 瞬間流量計	* 流量計 ・ 着脱可能形 ・ 固定形 ・ ()																																	
	4節 配管施工の一般事項																																		
	2.4.1 一般事項	* 建築物導入部分で不動沈下のおそれのある部分(排水、通気配管 除く)の施工 ※ 図示による ・ 標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)による ・ ()	[改修2.2.1]																																
	2.4.2 冷温水、ブライン及び冷却水配管	* 絶縁継手 設置箇所 () 仕様 () * 空調機用トラップの形式 () * ファンコイルユニットと冷温水管の接続部 ・ 流量調整弁を設置 ・ 定流量弁を設置 ・ ()	[改修2.2.1] [改修2.2.2] [改修2.2.2]																																
	【改修】2.2.11 既設配管の再生を行う場合の注意事項	* 既設配管の再生工法 ※ 図示による ・ () * 施工前の劣化状態の調査 調査箇所 ※ 図示による ・ () サンプリング個数 ※ 図示による ・ ()																																	
	5節 管の接合	* 通水後の水質検査 ※ 行う ・ 行わない																																	
	2.5.10 ビニル管	* 給水管の接合 ※ 接着接合 ・ ゴム輪接合 * 排水管の接合 ※ 接着接合 ・ ゴム輪接合	[改修2.3.10] [改修2.3.10]																																
	2.5.11 ポリエチレン管	* 接合 ・ 電気融着接合 ・ メカニカル接合	[改修2.3.11]																																
	2.5.12 架橋ポリエチレン管	* 接合 ・ 電気融着接合 ・ メカニカル接合	[改修2.3.12]																																
	2.5.13 ポリブテン管	* 接合 ・ 熱融着接合 ・ 電気融着接合 ・ メカニカル接合	[改修2.3.13]																																
	2.5.15 耐火二層管	* 伸縮継手の設置箇所 ()	[改修2.3.15]																																
2.5.16 溶接接合	* 溶接部の検査 非破壊検査 ・ 行わない ・ 行う (検査種類: ()) 抜取率 ※ 表2.2.16による(改修は表2.2.2) ・ ()	[改修2.3.16] [改修2.3.16]																																	
2.5.17 異種管の接合	* 放射線透過検査の判定基準 () * 鋼管とステンレス鋼管、鋼管と銅管 接合要領 ・ 標準図(異種管の接合要領)による ・ ()	[改修2.3.16] [改修2.3.17]																																	
6節 勾配、吊り及び支持																																			
2.6.3 吊り及び支持	* 表2.2.20(改修は表2.2.6)の形鋼振れ止め支持が不要となる箇所のうち特記により必要とする場合 必要箇所 ・ 図示による ・ () ※ 無 支持間隔 ()m以下	[改修2.4.3]																																	
7節 埋設配管																																			
2.7.1 一般事項	* 埋設給水本管の分岐、曲り部等の衝撃防護措置 ※ 図示による ・ () * 地中埋設標(屋外埋設管の分岐及び曲り部)の設置箇所 ※ 図示による ・ ()	[改修2.5.1] [改修2.5.1]																																	
2.7.3 防食処置																																			
土中埋設	* 鋼管類(合成樹脂などで外面を被覆された部分は除く)はペースト塗布の上ベトローラム系防食テープ1/2重ね1回巻き及びプラスチックテープ(JIS Z1901厚さ0.4mm)1/2重ね1回巻きとする。 ただし、排水に使用する鋼管類についてはプラスチックテープ1/2重ね1回巻きとする。 ・ 不要																																		
【改修】2.5.1 一般事項	* 鋼管類(合成樹脂などで外面を被覆された部分は除く)及び鉛管はプラスチックテープ1/2重ね1回巻きとする。 * 埋設部分の舗装等のはつり及び復旧工事 施工範囲 ※ 図示による ・ () 舗装仕様 ※ 図示による ・ () * 植栽・芝生・舗装・石貼・タイル等の移植及び撤去復旧及び再利用用品等 ※ 図示による ・ () * 地盤対策 ※ 図示による ・ ()																																		
【改修】7節 試験																																			
【改修】2.7.1 一般事項	* 既設配管との接続部等、既設配管を含む部分の試験方法及び試験圧力 ※ 図示による ・ () システム全体の試験 ・ 行う ・ 行わない																																		
【改修】8節 撤去																																			
【2.8.2】 既設配管の撤去	* 既設配管の撤去範囲 ※ 図示による ・ ()																																		
3章 保温、塗装及び防錆工事																																			
1節 保温工事																																			
3.1.1 一般事項	* この節によらない保温工事 ()																																		
3.1.4 空調和設備工事の保温	* 区分 保温の種類 備考 [表2.3.2] <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保温の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温水管(膨張管含む)</td> <td>・ イ ・ ロ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒸気管(低圧)</td> <td>・ イ ・ ロ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷水・冷温水管(膨張管含む)</td> <td>・ イ ・ ロ ・ ハ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷媒管</td> <td>・ イ ・ ロ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷水・冷温水タンク</td> <td>・ イ ・ ロ ・ ハ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>温水・還水タンク、熱交換器、膨張タンク</td> <td>・ イ ・ ロ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷水・冷温水ヘッダー</td> <td>・ イ ・ ロ ・ ハ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>温水・蒸気ヘッダー</td> <td>・ イ ・ ロ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダクト</td> <td>・ イ ・ ロ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消音内貼</td> <td>・ イ ・ ロ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	保温の種類	備考	温水管(膨張管含む)	・ イ ・ ロ		蒸気管(低圧)	・ イ ・ ロ		冷水・冷温水管(膨張管含む)	・ イ ・ ロ ・ ハ		冷媒管	・ イ ・ ロ		冷水・冷温水タンク	・ イ ・ ロ ・ ハ		温水・還水タンク、熱交換器、膨張タンク	・ イ ・ ロ		冷水・冷温水ヘッダー	・ イ ・ ロ ・ ハ		温水・蒸気ヘッダー	・ イ ・ ロ		ダクト	・ イ ・ ロ		消音内貼	・ イ ・ ロ		
区分	保温の種類	備考																																	
温水管(膨張管含む)	・ イ ・ ロ																																		
蒸気管(低圧)	・ イ ・ ロ																																		
冷水・冷温水管(膨張管含む)	・ イ ・ ロ ・ ハ																																		
冷媒管	・ イ ・ ロ																																		
冷水・冷温水タンク	・ イ ・ ロ ・ ハ																																		
温水・還水タンク、熱交換器、膨張タンク	・ イ ・ ロ																																		
冷水・冷温水ヘッダー	・ イ ・ ロ ・ ハ																																		
温水・蒸気ヘッダー	・ イ ・ ロ																																		
ダクト	・ イ ・ ロ																																		
消音内貼	・ イ ・ ロ																																		
	* 共同溝の保温種別 () * 保温化粧ケース(冷媒管の保温外装) ・ 使用する ・ 使用しない * 外装材の種類(冷媒管に断熱材被覆鋼管を使用した場合) () * 表2.3.2 注9(イ)~(チ)で保温を行うもの () 仕様() * 表2.3.2 注11(イ)~(ヌ)で保温を行うもの () 仕様() * 冷媒管の保温化粧ケースの材質 () * 管及び機器の保温施工種別Aの場合 ※ A1(シートタイプ) ・ A2(ジャケットタイプ)																																		
3.1.5 給排水衛生設備工事の保温	* 区分 保温の種類 備考 [表2.3.5] <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保温の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水管</td> <td>・ イ ・ ロ ・ ハ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水及び通気管</td> <td>・ イ ・ ロ ・ ハ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給湯管(膨張管含む)</td> <td>・ イ ・ ロ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼板製タンク</td> <td>・ イ ・ ロ ・ ハ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯湯タンク</td> <td>・ イ ・ ロ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	保温の種類	備考	給水管	・ イ ・ ロ ・ ハ		排水及び通気管	・ イ ・ ロ ・ ハ		給湯管(膨張管含む)	・ イ ・ ロ		鋼板製タンク	・ イ ・ ロ ・ ハ		貯湯タンク	・ イ ・ ロ																	
区分	保温の種類	備考																																	
給水管	・ イ ・ ロ ・ ハ																																		
排水及び通気管	・ イ ・ ロ ・ ハ																																		
給湯管(膨張管含む)	・ イ ・ ロ																																		
鋼板製タンク	・ イ ・ ロ ・ ハ																																		
貯湯タンク	・ イ ・ ロ																																		
	* 共同溝の保温種別 () * 鋼板製タンクの保温 ・ 行う (仕様: ()) ・ 行わない																																		
		八角トイレ(彫刻の森前)洋式化工事	図面番号																																
		機械設備工事特記仕様書 2/6	縮尺																																
	検 図	製 図	設 計																																
		R5.5	知北平和公園組合																																

編 項 目	特 記 事 項	備 考
3.1.6 保温材の厚さ 2節 塗装及び防錆工事 3.2.1 塗 装 3.2.2 防 錆 4章 関連工事 1節 仮設工事 4.1.1 一般事項 【改修】1編2節 足場その他 【改修】1編3節 監督職員事務所等	<p>*表2.3.5注5(イ)~(ル)で保温を行うもの(仕様())</p> <p>*管及び機器の保温施工種別aの場合 ※ a1(シートタイプ) ・ a2(ジャケットタイプ)</p> <p>*保温材の厚さ(空調、給排水衛生設備工事) 寒冷地等で表2.3.7によらない場合 ()</p> <p>*塗装 表2.3.10(改修は表2.3.3)以外の箇所に塗装を行う場合 ・ 図示による ・ ()</p> <p>*塗料種別 調合ペイント塗り 塗料 ※ JIS K 5516 1種 ・ ()</p> <p>アルミニウムペイント塗り 塗料 ※ JIS K 5492 ・ ()</p> <p>*仕様書で指定したものを以外で防錆処理を行うもの ※ 図示による ・ ()</p> <p>*足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長 基発第0424002号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行う。</p> <p>*屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。</p> <p>*内部足場 ・ 脚立足場 ・ 移動式足場 ・ 移動式昇降足場 ・ 高所作業車 ・ 単管足場 ・ くさび緊結式足場 ・ 枠組足場 ・ ()</p> <p>*外部足場 ・ 別契約の関係受注者の設置する足場 ・ 枠組足場 ・ くさび緊結式足場 ・ 単管本足場 ・ 仮設コントラ ・ 移動式足場 ・ 高所作業車 ・ ()</p> <p>*設置するシート等 ・ 防護シート(JISA8952) ・ 防護ネット(JISA8960) ・ 防音シート ・ ()</p> <p>* ・ 設ける(m程度) ・ 既存建物内の一部 ※ 設けない</p> <p>*標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、安全帯、衣類ロッカー、請負者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具</p> <p>*選択備品 ・ パソコン ・ プリンター ・ FAX ・ 複写機</p> <p>*請負者事務所(設ける場合) ※ 構内(従業員宿舍除く) ・ 構外 材料置場 ※ 構内 ・ 構外</p> <p>その他仮設物 ※ 構内(従業員宿舍除く) ・ 構外</p> <p>*建設工事名称板 ・ 設ける ※ 設けない ・ 他工事と共同設置</p> <p>*建設現場標識 ※ 設ける ・ 設けない ・ 他工事と共同設置</p> <p>*仮設間仕切り種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 【改修表1.2.3】</p> <p>仕上げ塗装等 ・ 有 ※ 無</p>	<p>【改修3.2.1】</p> <p>【改修3.2.1】</p> <p>1,200以上</p> <p>工事名 ○○○○工事 工 期 令和○○年○○月○○日まで 発注者 知北平和公園組合 工事監理者 ○○建築設計事務所 工事施工者 ○○設備株式会社</p> <p>建設現場標識(例)</p> <p>1,000以下</p>
*監督職員事務所 *監督職員事務所の備品 *請負者事務所、 材料置場その他 仮設物の設置場所 *建設工事名称板及び 建設現場標識の設置 【改修】1編2.2.3 仮設間仕切り	<p>*埋戻し及び盛土 ※ 山砂の類 ※ 根切土の中の良質土 ・ 他現場の発生土の中の良質土 ・ 再生コンクリート砂</p> <p>*建設発生土の利用の指定 ※ 無 ・ 有 ()からの建設発生土を利用するものとする。</p> <p>*建設発生土の処理 処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。</p> <p>*建設発生土の処理 処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。</p> <p>処分地の指定 ※ 無(自由処分) ・ 有 ()に搬出し、利用するものとする。</p>	<p>【改修7.1.1】</p> <p>【改修7.1.1】</p> <p>【改修7.1.1】</p>
2節 土工事 4.2.1 一般事項	<p>*設計基準強度 ※ 18N/mm² ・ () ・ 図示による</p> <p>スランプ ※ 18cm ・ () ・ 図示による</p>	<p>【改修7.3.1】</p>
4節 コンクリート工事 4.4.1 一般事項	<p>*屋外部分の鋼材の仕上 ※ 溶融亜鉛めっき(2種35) ・ 溶融亜鉛めっき(2種50) ・ ステンレス鋼製(SUS 304)</p>	<p>【改修7.5.2】</p>
6節 鋼材工事 4.6.2 材 料 【改修】4章 はつり及び穴開け 【1節】 一般事項 【4.1.1】 共通事項 【4.1.3】 穴開け及び補修 【4.1.5】 既設基礎の解体はつり 【改修】5章 インサート及びアンカー 【1節】 一般事項 【5.1.1】 共通事項 【5.1.2】 機器の固定 【2節】 施 工 【5.2.1】 穿 孔 【5.2.3】 確認試験 【改修】6章 基礎工事 【1節】 一般事項 【6.1.1】 共通事項	<p>*埋設物調査 ・ 行う(・ 放射線透過検査 ・ ()) ・ 行わない</p> <p>*貫通場所及び口径 ()</p> <p>*解体基礎の仕様(有筋・無筋、防水・非防水、寸法等) ※ 図示による ・ ()</p> <p>*基礎の解体・撤去後の床面仕上げ及び補修 ※ 図示による ・ ()</p> <p>*既存インサート及びアンカーボルトを使用する場合の引張強度確認試験 ・ 行う ・ 行わない</p> <p>*給湯設備に使用するアンカーは平成24年国交省告示第1447号による。</p> <p>*アンカーの耐震計算を行う機器 ※ 図示による ・ ()</p> <p>*埋込み配管等の探査の範囲及び方法 ()</p> <p>*あと施工アンカーの性能確認試験 ・ 行う ・ 行わない</p> <p>*あと施工アンカーの施工後確認試験 ・ 行う ・ 行わない</p> <p>*機器用基礎 ・ 新設(仕様) ・ 既設再使用 ※ 図示による</p> <p>*基礎 ・ 標準基礎 ・ 防振基礎 ※ 図示による</p> <p>標準基礎の場合 基礎の大きさ ・ (×) ※ 図示による</p> <p>*基礎の打ち増し及び補修 ※ 図示による ・ ()</p> <p>*防水層の補修 ()</p>	<p>【改修7.1.1】</p> <p>【改修7.1.1】</p> <p>【改修7.1.1】</p> <p>【改修7.3.1】</p> <p>【改修7.5.2】</p>
1章 機 材 1節 ホイヤー及び温風暖房機 1.1.4 小型・簡易貫流ホイヤー 1.1.8 バーナー 1.1.9 鋼板製煙道 1.1.10 ばい煙濃度計 1.1.12 給水軟化装置 【改修】1節 機 器 【1.1.2】 試 験 3節 冷凍機 1.3.1 チリングユニット 1.3.2 空気熱源ヒートポンプユニット	<p>*複数台一括管理 ※ 行う ・ 行わない</p> <p>*薬液注入装置の適用 ・ 有 ・ 無 ※ 図示による ・ ()</p> <p>*オイルバーナー 燃焼制御方式 ・ オン・オフ制御方式 ・ ハイ・ロー制御方式 ・ 比例制御方式</p> <p>*ガスバーナー 燃焼制御方式 ・ オン・オフ制御方式 ・ ハイ・ロー制御方式 ・ 比例制御方式</p> <p>*ばい煙濃度計の取付座、ばいじん量測定口、伸縮継手及び掃除口 ※ 図示による ・ ()</p> <p>*煙道の鋼材厚さ ※ 3.2mm ・ () ・ 図示による</p> <p>*投光器及び受光器 ※ 送風機付き ・ ()</p> <p>*イオン交換樹脂筒 ※ 1筒式 ・ ()</p> <p>*運転方式 ※ 自動式 ・ 手動式</p> <p>*付属品 処理用水高度測定器 ・ 要(仕様:※図示による) ・ () ・ 不要</p> <p>*分割搬入を行う機器の試験 ・ 行う() ・ 行わない</p> <p>*圧縮機のインバーター制御 ・ する ・ しない</p> <p>*モジュール形 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による</p> <p>*氷蓄熱用への適用 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による</p> <p>*電動機 始動方式 ・ () ・ 図示による</p> <p>*冷媒 ・ () ・ 図示による *成績係数 数値 ・ () ・ 図示による</p> <p>*圧縮機のインバーター制御 ・ する ・ しない</p> <p>*モジュール形 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による</p> <p>*氷蓄熱用への適用 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による</p>	<p>【改修7.1.1】</p> <p>【改修7.1.1】</p> <p>【改修7.1.1】</p> <p>【改修7.3.1】</p> <p>【改修7.5.2】</p>

編 項 目	特 記 事 項	備 考
1.3.3 遠心冷凍機	*電動機 始動方式 () ・ 図示による *冷媒 () ・ 図示による *成績係数 数値 () ・ 図示による *圧縮機のインバーター制御 する () ・ しない *水蓄熱用への適用 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による *電動機 始動方式 () ・ 図示による *冷媒 () ・ 図示による *成績係数 数値 () ・ 図示による	
1.3.4 スクリュー冷凍機	*進相コンデンサー(高圧電動機盤) ・ 設置する() ・ 設置しない *容量制御 ・ インバーター制御方式とする () ・ インバーター制御方式としない *水蓄熱用への適用 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による *電動機 始動方式 () ・ 図示による *冷媒 () ・ 図示による *成績係数 数値 () ・ 図示による	
1.3.5 吸収冷凍機	*進相コンデンサー(高圧電動機盤) ・ 設置する() ・ 設置しない *成績係数 数値 () ・ 図示による	
1.3.6 吸収冷温水機	*排熱熱交換器 ・ 有 ・ 無 *排熱投入型再生器 ・ 有 ・ 無 *本体 高温再生器 ・ 煙管式 ・ 液管式 *成績係数 数値 ※グリーン購入法に定める数値 () ・ 図示による *燃料削減率 数値 Q_{G1} ()	
1.3.7 吸収冷温水機ユニット	*本体 高温再生器 ・ 煙管式 ・ 液管式 *バーナー ・ オイルバーナー ・ ガスバーナー ・ 木質バイオマス燃料使用バーナー ・ 図示による *成績係数 数値 () ・ 図示による *ポンプ ケーシングの材質 ・ FC200以上 ・ SUS304 ・ SCS13 ・ 図示による 電動機 JIS C 4212 ・ 適用する ・ 適用しない フート弁 口径 ()mm	
3 4節 コージェネレーション装置		
1.4.2 構 成	*冷却塔(放熱用) ・ 設ける ・ 設けない *補機付属装置等 () ・ 設置する ・ 設置しない	
1.4.6 補機付属装置等	*構成 温水熱交換器 ・ 排ガスボイラー ・ 排ガス熱交換器 ・ 熱回収用ポンプ ・ 図示 *温水熱交換器 多管形熱交換器 付属品 鉄はしご ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による *熱回収用ポンプ ケーシングの材質 ・ FC200以上 ・ SUS304 ・ SCS13 ・ 図示による 電動機 JIS C 4212 ・ 適用 ・ 適用しない フート弁 口径 ()mm	
1.4.7 熱回収装置	*制御盤 冷却塔及び冷却水ポンプの制御 ・ 組込む ・ 組込まない *数値 発電出力量 () 排熱回収量 () 燃料投入熱量(低位発熱量) ()	
1.4.14 総合効率	*気密又は満水試験 ・ 有 ・ 無 安全弁試験 ・ 有 ・ 無	
1.4.16 試 験		
5節 水蓄熱ユニット		
1.5.5 冷 媒	*冷媒 () ・ 図示による	
1.5.6 氷生成装置	*種類 スタティック形 (・ 内融式 ・ 外融式 ・ カプセル式) ・ ダイナミック形	
1.5.7 タンク	*タンクの材質 () *設計用水平震度 図示による ()	
1.5.9 成績係数	*数値 ※グリーン購入法に定める数値 () ・ 図示による	
6節 冷却塔		
1.6.7 冷却塔用薬液注入装置	*薬液注入装置の適用 ※ 図示による ()	
7節 空気調和機		
1.7.1 ユニット形空気調和機	*1.7.1.1(i)に挙げられたもの以外に必要な部材 ※ 図示による () *許容騒音レベル ※ 表3.1.7による 図示による () *低温で大温度差の送風 ・ 行う(オイル出口温度 ※14℃ () ・ 行わない 顕熱潜熱分離型の空気調和機 ・ 1.7.1.1(5)(i)による ・ 1.7.1.1(5)(ii)による *加湿器 加湿方式 蒸気噴霧式 ・ 水加圧噴霧式 ・ 水気化式 ※ 図示による *送風機 設計風量が[表3.1.8]の送風機の吐出口風速を超える場合 () ・ 図示による *1.7.2.1(2)に挙げられたもの以外に必要な部材 ※ 図示による () *床吹出形の空気調和機 ・ 1.7.2.1(5)による 図示による *加湿器 加湿方式 蒸気噴霧式 ・ 水加圧噴霧式 ・ 水気化式 ※ 図示による *送風機 設計風量が[表3.1.8]の送風機の吐出口風速を超える場合 () ・ 図示による *エアフィルター メインフィルター ・ 折込み形(1.8.2)の薄型 ・ 電気集塵器(パネル形)(1.8.5) *制御盤 ・ 第2編1.2.2による ()	[表3.1.7]
1.7.2 コンパクト形空気調和機	*1.7.2.1(2)に挙げられたもの以外に必要な部材 ※ 図示による () *床吹出形の空気調和機 ・ 1.7.2.1(5)による 図示による *加湿器 加湿方式 蒸気噴霧式 ・ 水加圧噴霧式 ・ 水気化式 ※ 図示による *送風機 設計風量が[表3.1.8]の送風機の吐出口風速を超える場合 () ・ 図示による *エアフィルター メインフィルター ・ 折込み形(1.8.2)の薄型 ・ 電気集塵器(パネル形)(1.8.5) *制御盤 ・ 第2編1.2.2による ()	[表3.1.8]
1.7.3 ファンコイルユニット	*隠べい形 備えるもの 吸出口 吸込口 エアフィルター *エアフィルター パネル形エアフィルター ろ材ユニット ・ 再生式 ・ 非再生式 ※ 図示による ろ材交換形 ・ 適用 ・ 不適用 ※ 図示による	
1.7.5 パッケージ形空気調和機	*ドレンパン サブドレンパン ・ 設置する ・ 設置しない ※ 図示による *屋内機の形式 ・ FRV ・ FRH ・ FIH ・ FRL ・ FIL ※ 図示による *構成(屋内機) 補助加熱器 [・ 組込む (・ 温水コイル ・ 蒸気コイル ・ 電気ヒーター) ・ 組込まない ※ 図示による 加湿器 [・ 組込む ・ 組込まない ※ 図示による ・ 組込む ・ 組込まない ※ 図示による *圧縮機 ・ 室内機 ※ 室外機 *エアフィルター パネル形エアフィルター ろ材ユニット ・ 再生式 ・ 非再生式 ※ 図示による ろ材交換形 ・ 適用 ・ 不適用 ※ 図示による *冷媒 ※ 図示による () *冷媒管 ※ 2編2.1.2による () *成績係数 数値 () ・ 図示による *屋内機の形式 ・ FRV ・ FRH ・ FIH ・ FRL ・ FIL ・ WR ・ CR ・ CIS ・ CID ・ CK-1 ・ CK-2 ・ CK-3 ・ CK-4 ※ 図示による *構成(屋内機) 補助加熱器 [・ 組込む (・ 温水コイル ・ 蒸気コイル ・ 電気ヒーター) ・ 組込まない ※ 図示による 加湿器 [・ 組込む ・ 組込まない ※ 図示による ・ 組込む ・ 組込まない ※ 図示による *屋内機の構成 天井吊隠べい形の付属品 ※ 図示による ・ 吹出口 ・ 吹込口 ・ エアフィルター *外気処理ユニット 形式 ・ 天井吊(隠べい)形 ・ 床置形 ・ 図示による *圧縮機 ・ 室内機 ※ 室外機 *冷媒 ※ 図示による () *冷媒管 ※ 2編2.1.2による () *リモットコントローラー ※ 集中管理リモコン及び個別リモコンを備えたもの () 集中リモコンの機能 表3.1.12の表中の△印で適用するもの () 個別リモコン 系統区分 ※ 図示による ()	
1.7.6 マルチパッケージ形空気調和機	*圧縮機 ・ 室内機 ※ 室外機 *冷媒 ※ 図示による () *冷媒管 ※ 2編2.1.2による () *リモットコントローラー ※ 集中管理リモコン及び個別リモコンを備えたもの () 集中リモコンの機能 表3.1.12の表中の△印で適用するもの () 個別リモコン 系統区分 ※ 図示による ()	
1.7.7 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	*屋外機運転時の廃熱を有効利用する温水取出機能 ・ 備える ・ 備えない ※ 図示による 屋外機(冷房能力45kW以上)に消費電力自給装置 ・ 備える ・ 備えない ※ 図示による 電源自立型空調GHP ・ 適用する ・ 適用しない ※ 図示による	
		図面番号
		八角トイレ(彫刻の森前)洋式化工事
		機械設備工事特記仕様書 3/6 縮尺
検 製 設		知北平和公園組合
		R5.5

編	項目	特記事項	備考
第3編	8節 空気清浄装置	*構成 屋内機 加湿器 ・ 組込む ・ 組込まない ※ 図示による 屋内機 天井吊隠ぺい形の付属品 ※ 図示による ・ 吹出口 ・ 吹込口 ・ エアフィルター *冷媒 ※ 図示による ・ () *冷媒管 ※ 2編2.1.2による ・ () *成績係数 数値 ※ グリーン購入法に定める数値 ・ () ※ 図示による *リモートコントローラー ※ 集中管理リモコン及び個別リモコンを備えたもの ・ () ※ 図示による 表3.1.12の表中の△印で適用する集中リモコンの機能 ※ 図示による 個別リモコン 系統区分 ※ 図示による	
	1.8.1 ハネ形エアフィルター	*ろ材ユニット ・ 再生式 ・ 非再生式 ・ 図示 *ろ材交換形 ・ 適用 ・ 不適用 ・ 図示	
	1.8.2 折込み形エアフィルター	*形式 ・ 中性能 ・ 高性能 ・ HEPAフィルター ・ 図示による *ろ材ユニット 性能 ※ 表3.1.13による ・ () ろ材交換形 ・ 適用 ・ 不適用 ・ 図示	
	9節 全熱交換器		
	1.9.2 回転型全熱交換器	*駆動装置 回転数制御装置 ・ 組込む ・ 組込まない ・ 図示による	
	1.9.4 全熱交換ユニット	*自動換気切替機能 ・ 組込む ・ 組込まない ・ 図示による *付属品 運転表示灯 ・ 要 ・ 不要 操作スイッチ ・ 要 ・ 不要	
	10節 放熱器等		
	1.10.1 ファンコンベクター	*隠ぺい形付属品 ※ 図示による ・ 吹出口 ・ 吹込口 ・ エアフィルター	
	1.10.5 床暖房	*方式 ・ 温水式 ・ 電気式 ・ 図示による *温水式床暖房 温熱源 ・ ガス温水熱源機 ・ ヒートポンプ給湯器 ・ () 温熱源を複数台接続する場合 ・ 図示による ・ () 温水式放熱器本体 ・ 温水パネル式 ・ 温水マット式	
	1.10.6 ガス温水熱源機	*電気式床暖房 発熱ユニット ・ 発熱ボード ・ 発熱シート ・ 図示による *本体 ・ 単機温熱源機 ・ 給湯温水熱源機 ・ 図示による *型式 ・ 据置型 ・ 壁掛形 ・ 図示 給水方式 ・ 自動給水 ・ 手動 ・ 図示	
	11節 送風機		
	1.11.1 遠心送風機	*ケーシング 下部の水抜き穴 ・ 設ける () ・ 設けない ・ 図示による *電動機 JIS C 4212(高効率低圧三相かご形誘導電動機) ・ 適用する ・ 適用しない	
	1.11.2 軸流送風機及び斜流送風機	*ケーシング 下部の水抜き穴 ・ 設ける () ・ 設けない ・ 図示による *電動機 200V三相誘導電動機の始動方式 ※ 表2.1.5による ・ ()	
	1.11.4 排煙機	*形式 ※ 遠心送風機 ・ 斜流送風機 ・ 軸流送風機 ・ 図示による	
	12節 ポンプ		
1.12.1 空調用ポンプ	*ケーシングの材質 ・ JIS G 5501のFC200以上 ・ JIS G 4305のSUS304 ・ JIS G 5121のSCS13 ・ 図示 *電動機 JIS C 4212(高効率低圧三相かご形誘導電動機) ・ 適用する ・ 適用しない *フート弁 口径 ()mm		
1.12.2 ボイラー給水ポンプ	*形式 ・ 横形 ・ 立形 ・ 渦流形 ・ 図示による		
1.12.3 真空給水ポンプユニット	* (真空ポンプ方式)形式 給水ポンプ2台(複式) ・ 給水ポンプ1台(単式) ・ 図示による		
1.12.4 真空給水ポンプユニット(エゼクター方式)	*形式 ・ 循環ポンプ2台(複式) ・ 循環ポンプ1台(単式) ・ 図示による *制御方式 還水タンクがない場合循環ポンプが複式の場合の運転方法 ・ 図示による ・ () 還水タンクがある場合循環ポンプが複式の場合の運転方法 ・ 図示による ・ ()		
1.12.5 オイルポンプ	*形式 ・ 渦流形 ・ 歯車形 ・ 図示による		
13節 タンク及びヘッダー			
1.13.2 還水タンク	*還水タンク 蒸気管の接続口 ・ 要 ・ 不要 温度調整装置の取付座 ・ 要 ・ 不要 *本体の材質 ・ SUS304 ・ SUS316 ・ SUS444 ・ 図示による		
1.13.3 多管形熱交換器	*付属品 鉄はしご ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による		
1.13.5 開放形膨張タンク	*本体の材質 ・ 鋼板 ・ SUS304 ・ 図示による		
1.13.6 空調用密閉型隔膜式膨張タンク	*付属品 溶解栓 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による		
1.13.7 オイルタンク	*形式 ・ 図示による		
1.13.9 ヘッダー	*還水管、排水管の接続口 ・ 設ける () ・ 設けない ・ 図示による		
14節 ダクト及びダクト付属品			
1.14.1 一般事項	*排煙ダクト ※ 垂鉛鉄板製 ・ 鋼板製 ・ 図示による		
1.14.6 吹出口、吸出口ボックス	*ボックス ※ 垂鉛鉄板製 ・ グラスウール製 ・ 図示による		
1.14.7 排気フード	*フード囲い ダンパー類の点検口 ・ 設ける () ・ 設けない ・ 図示による *取付けるコック等 ・ 黄銅製コック ・ 黄銅製プラグ ・ ステンレス製コック ・ 取付けない ・ 図示 *グリス除去装置 ・ グリsexトラクター ・ グリスフィルター ・ 図示による		
1.14.8 グリス除去装置			
15節 制気口及びダンパー			
1.15.3 吹出口	*シーリングデフューザー オートコン上下機能付シーリングデフューザー ・ 適用する ・ 適用しない ・ 図示 低温送風形シーリングデフューザー ・ 適用する ・ 適用しない ・ 図示 *床吹出口 ケーシングに送風機及びモーターダンパーを組込む場合の材質 ・ () ・ 図示による *風量制御をDDCからの制御信号により ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による		
1.15.14 変風量ユニット			
2章 施工			
1節 機器の掘付け及び取付			
2.1.1 一般事項	*基礎 ・ 標準基礎 ・ 防振基礎 *標準基礎 大きさ ・ 図示による ・ () *機器 設計用震度 ※ 表3.2.1(設計用水平震度)による ・ ()	【改修2.1.1】	
2.1.9 コージェネレーション装置	*排ガス管、排ガスダクトの保温材の厚さ ・ ()mm ・ 図示による	【改修2.1.9】	
2.1.19 送風機	*遠心送風機 床置形の掘付 ※ 標準基礎(標準図(基礎施工要領(四))) ・ 防振基礎 ・ 図示 基礎の形式 ※ 図示による	【改修2.1.19】	
2.1.20 ポンプ	*防振基礎の場合 防振材 ・ () ・ 図示による 振動絶縁効率 ・ () ・ 図示 *防振基礎の場合 防振材 ・ () ・ 図示による 振動絶縁効率 ※ 80%以上 ・ ()	【改修2.1.20】	
2節 ダクトの製作及び取付け			
2.2.1 一般事項	*長方形ダクト ・ アングルフランジ工法 ・ コーナーボルト工法 ・ 図示による *多湿箇所の排気ダクト 水抜管 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による	【改修2.2.1】	
2.2.2 アングルフランジ工法ダクト	*ダクトの板厚 厨房用排気ダクトの板厚 ・ () ・ 図示による	【改修2.2.2】	
2.2.3 コーナーボルト工法ダクト	*コーナーボルト工法ダクトの適用工法 ・ 共板フランジ工法 ・ スライドオフフランジ工法 ・ 図示による	【改修2.2.3】	
2.2.6 排煙ダクト	*厨房用排気ダクトの板厚 垂鉛鉄板製の場合 ・ () ・ 図示による 鋼板製の場合 ・ () ・ 図示による	【改修2.2.6】	
2.2.7 ダクト付属品	*チャンバー 消音内貼 ・ 施す(仕様) ・ 施さない ・ 図示による *風量測定口 取付け位置 ※ 図示による ・ ()	【改修2.2.7】	
【改修】2.2.8 既設ダクトの再利用	*ダクト内清掃 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による	【改修2.2.7】	
【改修】2.2.9 ダクト清掃	*ダクト清掃の工法 ・ () ・ 図示による *既存状態の調査・記録する場所及び箇所数 ・ () ・ 図示による *吹出口、吸込口、ダンパー等の清掃(再取付け前) ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による *ダクト内粉じん捕集方法 ・ () ・ 図示による *清掃後のダクト内面状態の記録写真 記録場所 () 箇所数 () *仮設ダクト ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による		
【改修】4節 撤去			
【2.4.5】 既設ダクトの撤去	*撤去範囲 ※ 図示による ・ ()		
第4編			
1章 機材			
1節 総則			
1.1.1 一般事項	*自動制御システム 構成及び機能 ※ 図示による ・ () *再使用品 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による	【改修1.1.1】 【改修1.1.1】	

編 号	項 目	特 記 事 項	備 考	
第 3 編 4 節 編	2節 自動制御機器 1.2.2 調節部 【改修】1.2.2 盤類の改造	* 中央監視制御装置との通信機能 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による * 盤類の改造 (1.2.2(a)(1)~(4)以外) ・ 有 () ・ 無 ・ 図示による * 中央監視装置のソフトの追加、変更及び機能変更 ・ 有 () ・ 無 ・ 図示による		
	1.2.3 操作部	* 電動弁 弁の耐圧 ※ 1.0MPa () ・ 図示による * 電気接点(開閉状態の遠方表示用) ・ 設ける () ・ 設けない () ・ 図示による * 電磁弁 弁の耐圧 ※ 1.0MPa () ・ 図示による		
	3節 自動制御盤	* 屋内用キャビネット ※ 防錆処理を施した鋼板t=1.6mm ・ ステンレス鋼板t=1.2mm ・ 図示による		
	4節 中央監視制御装置	* システムの構成及び機能 ※ 図示による ()		
	1.4.1 一般事項	* 構成 システム構成 ・ 中央処理装置 ・ 補助記憶装置 ・ グラフィックパネル ・ 操作器 ・ 操作卓 ・ 伝送制御装置 ・ 電源装置 ()		
	1.4.2 中央監視盤	形式 ※ 図示による () * 中央処理装置 主記憶部の記憶容量 () ・ 図示による * 監視制御機能 ※ 図示による ・ 監視機能・表示機能・操作機能 () 制御機能 () ・ データ管理機能 () 保全業務支援機能 ()	[表4.1.3]	
	自 動 制 御 設 備 工 事	1.4.3 周辺装置	* 補助記憶装置 形式 ※ 図示による () * 表示装置 ・ デスクトップ型 ・ 壁掛形 ・ コンパクト型 ・ 図示による * グラフィックパネル 形式 ・ 合成樹脂パネル ・ 鋼板パネル ・ 合成樹脂モザイクパネル ・ 図示による 表示部 表示項目及び表示点数 () ・ 図示による	[表4.1.4]
			* 操作卓 寸法 ※ 図示による () * 電源装置 交流無停電電源装置 ・ 適用する ・ 適用しない 停電補償時間 () * 印字装置 印字方式 ・ インクジェット方式 ・ 電子写真方式 ・ 図示による * ファンシェータ ・ 適用する (表示点数:) ・ 適用しない	[表4.1.6]
		1.4.4 端末装置	* インターホン 適用及び設置場所 ※ 図示による () ・ 適用しない * DDC (ダクトデジタルコントローラ) 熱源用DDC機能 ※ () (表4.1.7による) ・ 図示による 空調用DDC機能 ※ () (表4.1.8による) ・ 図示による VAV用DDC機能 ※ () (表4.1.8による) ・ 図示による ファンコイルユニット用DDC機能 ※ () (表4.1.9による) ・ 図示による ユーザーターミナル機能 ※ () (表4.1.10による) ・ 図示による	[表4.1.7] [表4.1.8] [表4.1.8] [表4.1.9] [表4.1.10]
		5節 計装用機材	* 合成樹脂性可とう電線管(PF管) ※ 単層管 () ・ 図示による	
【改修】2章 施工 【5節】撤去 【2.5.2】既存設備の撤去	* 電線管、配線等の撤去範囲 ※ 図示による ()			
第 5 編 給 排 水 衛 生 設 備 工 事	1章 機 材 1節 衛生器具			
	1.1.2 衛生陶器及び付属品	* 小便器用節水装置 ・ 小便器一体型 ・ 小便器分離型 ・ 図示による * 大便器用便座 ※ 普通便座 ・ 暖房便座 ・ 図示による 暖房便座の付加機能 ・ 温水洗浄(貯湯式・瞬間式) ・ 温風乾燥 ・ 脱臭 ・ 擬音 ・ 図示 洋風便器の付属品 ステンレス製シートペーパーホルダー ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による 紙巻器 ワンハンドカット機能 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による		
	1.1.3 衛生器具ユニット	* 大便器ユニット 大便器の種類及び洗浄弁の組合せ () ※ 図示による 給水管 () ・ 図示による 通気管 () ・ 図示による 排水管 ※ 塩ビ排水管 () ・ 図示による ケーシング 化粧前板 () 甲板の仕様 () 小便器ユニット 小便器の種類及び節水装置の組合せ () ・ 図示による 給水管 () ・ 図示による 通気管 () ・ 図示による 排水管 ※ 塩ビ排水管 () ・ 図示による		
	1.1.4 浴室ユニット	* 洗面器ユニット 洗面器の種類 () ・ 図示による 給湯管 ・ 要 ・ 不要 配管材 () ・ 図示による		
		* 壁掛型汚物流しユニット 汚物流しの種類、シャワー付き水栓及び給湯方式 () ※ 図示による 配管材 () ※ 図示による		
	1.1.5 複合浴室ユニット	* その他のユニット 仕様 和風大便器ユニット ※ 図示による 掃除流しユニット ※ 図示による 手洗器ユニット ※ 図示による 車椅子対応ユニット ※ 図示による		
	1.1.7 自動水栓	* 仕様等 ※ 図示による 仕様 床 () 壁 () 天井 () 水栓 給水・給湯管 ・ 要 ・ 不要 浴槽 材質、大きさ () 浴槽 材質、大きさ () 高断熱性能 ・ 要 ・ 不要 浴槽ふた(プラスチック製) ・ 要 ・ 不要 照明の種類 () 付属品の仕様 建具 () 鏡 () 排水トラップ () ヌール棚・ヌール掛 () 紙巻器 () シャワーカーテン () 化粧棚 () コンセント () 石けん受け・握りバー ()		
		* 電源種別 ・ AC電源 ・ 乾電池 ・ 自己発電 手動スイッチ ・ 有 ・ 無 * 操作方式 ・ 手動式 ・ 電気開閉式(・ センサー式 ・ タッチスイッチ式) * 大きさ () ※ 図示による * 大きさ () ※ 図示による		
	1.1.10 化粧棚	* 型式 ・ 手洗器一体型 ・ 手洗器分離型 自動供給式 ・ 適用する ・ 適用しない		
	1.1.11 水石けん入れ	* 温水洗浄機能 加熱方式 (・ 貯湯式 ・ 瞬間式) * 付加機能 ・ 温風乾燥機能 ・ リモコン		
【改修】1節 機器・器具				
		八角トイレ(彫刻の森前)洋式化工事	図面番号	
		機械設備工事特記仕様書 4/6	縮尺	
検 図	製 図	設 計		
		知北平和公園組合		

編	項目	特記事項	備考
【1.1.2】	試験	*分割搬入の必要のある機器の試験 ・ 行わない ・ 行う ()	
2節	ポンプ		
1.2.1	揚水用ポンプ(横形)	*付属品 フート弁 呼び径 () ※ 図示による	
1.2.2	揚水用ポンプ(立形)	*付属品 フート弁 呼び径 () ※ 図示による	
1.2.3	小形給水ポンプユニット	*制御方式 ・ 吐出し圧力一定制御 ・ 末端圧力推定制御 ・ 図示による *運転方式 () ※ 図示による 24時間強制ローテーション機能 ・ 有 ・ 無 *付属品 フート弁呼び径 () ※ 図示による	
1.2.4	水道用直結加圧形ポンプ	*水道用直結加圧形ポンプユニット 逆流防止装置 設置位置 ※ 吸込側 () ・ 図示	
1.2.5	深井戸用水中モーターポンプ	*付属品 揚水管の材質 () ・ 図示による 制御ケーブルの長さ () ・ 図示による 水中ケーブルの長さ () ・ 図示による	
1.2.7	汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ	*ケーシングの材質 ・ FC150以上、CAC406、SUS304又はSCS13 ・ 合成樹脂製 ・ 図示による *羽根車の材料 ・ FC150以上、CAC406、SUS304又はSCS13 ・ 合成樹脂製 ・ 図示による *電動機の極数 ※ 4極 ※ 6極 () 極 *着脱装置 () ・ 図示による *付属品 ストレーナー ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による 水中ケーブル長さ () ・ 図示 *付属品 フート弁 呼び径 () ・ 図示による	
1.2.8	消火ポンプユニット		
3節	温水発生機等		
1.3.3	エッジレション装置	*貯湯タンク容量 () ・ 300L以上 ・ 図示による	
1.3.4	ガス湯沸器	*給湯方式 ・ 貯湯式 ・ 瞬間式 ・ 図示による	
1.3.5	潜熱回収型給湯器	*熱効率 ※ 90%以上(基準総発熱量) () ・ 図示による	
1.3.6	貯湯式電気温水器	*制御盤 節電機能 ・ 組込む ・ 組込まない ・ 図示による	
1.3.7	ヒートポンプ給湯器	*貯湯タンク容量 () ・ 図示による	
1.3.8	排気筒	*頂部の形状(外気開放の場合) () ・ 図示による	
1.3.9	太陽熱集熱器	*形式 ・ 平面形 ・ 真空ガラス管形 ・ 図示による ケーシングの材質 ・ 亜鉛鉄板 ・ アルミニウム板 ・ ステンレス鋼板 ・ 図示による *補助熱源 ・ 組込む ・ 組込まない ・ 図示による ケーシングの材質 ・ 亜鉛鉄板 ・ アルミニウム板 ・ ステンレス鋼板 ・ 図示による	
5	1.3.10 太陽熱蓄熱槽		
4節	タンク		
1.4.1	一般事項	*設計用水平震度 ※ 図示による ()	
1.4.2	タンク	*FRP製一体形タンク 給水栓用配管の接続口 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による *FRP製パネルタンク ※ 複合板形パネルタンク ・ 単板形パネルタンク ・ 図示による *鋼板製一体形タンク 給水栓用配管の接続口 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による *ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立型) 保温(タンク外部) ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示 給水栓用配管の接続口 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示 *ステンレス鋼板製パネルタンク(ホル組立型) 保温(タンク外部) ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示 給水栓用配管の接続口 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示	
1.4.3	貯湯タンク	*電気防食措置 ※ 外部電源方式 ・ 流電陽極方式 ※ 併用方式(マンホール部、管板部) ・ 図示	
1.4.4	給湯用膨張・補給水タンク	*給湯用膨張・補給水タンク 乾燥方法 ※ 加熱硬化 () ・ 図示による	
5節	消火機器		【改修2節】
1.5.3	連結送水管	*送水口 ・ 青銅製 ・ ステンレス製 ・ 図示 型式 ・ 壁埋込型 ・ スタンド型 ・ 図示 *放水口 呼称 ・ 50 ・ 60 材質 ・ 青銅製 ・ ステンレス鋼物製 ・ 図示	
1.5.4	屋外消火栓	*屋外消火栓開閉弁 材質(地上) ・ 鋳鉄製(要部青銅製) ・ ステンレス鋼物製 ・ 図示による *屋外消火栓箱 材質 ※ 鋼板(1.6mm厚以上) ・ ステンレス鋼板(1.5mm厚以上) ・ 図示による 形状 ・ 自立形片流れ屋根付き () ・ 図示による	
1.5.5	スプリンクラー	*閉鎖型スプリンクラーヘッド 種別 () ・ 図示による *スプリンクラー用送水口 ・ 青銅製 ・ ステンレス製 ・ 図示 型式 ・ 壁埋込型 ・ スタンド型	
1.5.8	泡消火	*泡消火薬剤 ※ 水成膜泡消火薬剤 ・ 合成界面活性剤消火薬剤 ・ 図示による *感知用ヘッド 形式 ・ 図示による ()	
1.5.10	連結散水	*散水ヘッド 形式 ・ 開放型散水ヘッド ・ 閉鎖型スプリンクラーヘッド ・ 図示による *送水口 ・ 青銅製 ・ ステンレス製 ・ 図示 型式 ・ 壁埋込型 ・ スタンド型 ・ 図示 1の送水区域の散水ヘッド数が4以下のもの ・ 単口形 () ・ 図示	
6節	厨房機器		
1.6.1	一般事項	*熱調理器で固定金具等で床等に固定するもの ・ 図示による ()	
1.6.5	板金製品	*安全装置の各機材への適用で表5.1.7の△印を適用する機材 () ・ 図示による *流し 流しの下部 ※ すのこ ・ 戸棚 ・ 図示による 流しトラップ ※ 合成樹脂製 () ・ 図示による *作業台(調理台、脇台、盛付台等) 作業台の下部 ※ すのこ ・ 引出 ・ 戸棚 ・ 図示 *棚 棚板 ・ すのこ ・ 棚板 ・ 金属網棚 ・ 図示による 段数 () ・ 図示による	【表5.1.6】
1.6.6	熱調理器	*ガステーブルレンジ 丸五徳型の甲板 [※ 鋳鉄製t=10mm以上 ※ ステンレス鋼板製t=2.0mm以上 ・ ステンレス鋼板製t=1.2mm以上 ・ 図示による すのこ ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による *電気テーブルレンジ すのこ(設ける場合) ・ ステンレス鋼板製t=0.8mm以上 ・ ステンレス鋼管製t=0.8mm以上 *揚物器(フライ) 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による *炊飯器 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による *焼物器 形式 ・ オープン形 ・ 開放形 ・ 図示による 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による *煮炊釜 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による *食器洗浄機 加熱方式 ・ ガス式 ・ 電気式 ・ 図示による	
1.6.7	食器洗浄機		
7節	排水金具		
1.7.6	排水金物	*排水共栓 ※ ステンレス製 ・ 黄銅性 () ・ 図示による	
1.7.7	通気金具	*通気金具 防錆処理(見え掛り部がねずみ鋳鉄製の場合) ※ 亜鉛溶融めっき ()	
1.7.8	グリース阻集器	*本体材質 ※ ステンレス鋼板製 ・ 強化プラスチック製(FRP) ・ 鋳鉄製 ・ 図示による	
2章	施工		
1節	衛生器具		
2.1.2	衛生器具	*衛生器具ユニット 設計用震度 () ・ 図示による ・ 2.2.1による	【改修2.1.2】
2節	給排水衛生機器		
2.2.1	一般事項	*基礎の形式 ・ 標準基礎 ・ 防振基礎 標準基礎(標準図(基礎施工要領(一))) 大きさ ※ 図示による () *機器の固定 設計用震度 ※ 表5.2.1による () *揚水用ポンプ(横形)及び小型給水ポンプユニット、消火ポンプユニット 防振材 ・ 図示による () 振動絶縁効率 ※ 80%以上 () *床又は壁に固定する機器 ※ 図示による ()	【改修2.2.1】 【改修2.2.1】 【改修2.2.2】
2.2.6	厨房機器		【改修2.2.6】
第6編	1章 一般事項		
1.1.1	1節 総則		
1.1.1	一般事項	*都市ガス設備 都市ガス供給会社による責任施工とする。但し検査結果報告書等の提出を行うものとする。 *液化石油ガス設備 施工は、液化石油ガス設備士が行うものとする。	
2章	都市ガス設備		
1節	機材		
2.1.1	管及び継手	*管材 ※ 図示による () [表6.2.1]	

編 号	項 目	特 記 事 項	備 考	
第6編	2.1.3 ガス漏れ警報器	*外部出力端子 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による		
	2.1.4 ガス漏れ警報設備	*外部出力端子 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による		
	2.1.7 ガスメーター	*計量方式 ・ 実測式 ・ パルス式		
	2.2.3 配管	*地中埋設標(屋外埋設管の分岐及び曲り部)の設置箇所 ※ 図示による ()		
ガス設備工事	3章 液化石油ガス設備	*管材 () ・ 図示による [表6.3.1]	【改修2.2.3】	
	3.1.2 ガス栓及びバルブ	*ガス漏れ警報器 *外部出力端子 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による		
	2.2.2 管の接合	*鋼管の接合溶接部の非破壊検査 ・ 行う (表6.2.3による。抜取率: ()) ・ 行わない	【改修2.2.2】	
	2.2.3 配管	*地中埋設標(屋外埋設管の分岐及び曲り部)の設置箇所 ※ 図示による ()		
【改修】4節 撤去				
2.4.2 既存設備の撤去		*既設配管等の撤去範囲 ※ 図示による ()		
第7編	1章 一般事項			
	2節 事前調査			
	1.2.1 事前調査	*事前調査 揚水井 [・ 既設井分布調査 ・ 法的規制調査 ・ 地表探査 ・ 周辺環境調査 地中熱鋼管井 [・ 既設井分布調査 ・ 法的規制調査 ・ 地質情報の収集・整理 ・ 代表井による熱交換効率の把握(方法: ・ 周辺環境調査		
	2章 揚水井設備			
	1節 機材及び施工			
	2.1.1 掘さく	*工法 ・ パーカッション式 ・ ロータリー式 ・ ダウンザホールハンマ式 * 孔口保護管の深度 () ・ 図示による * 仮設ケーシング ・ 使用する () ・ 使用しない () * ケーシング挿入の安全確認 ・ 行う (・ 傾斜測定 ・ ガイド管の降下試験) ・ 行わない * 測定方法 ※ 連続測定 ・ スポット測定(深度1mごと) * 管材 ※ 配管用炭素鋼管(JIS G 3452)の黒管 ・ 配管用ステンレス鋼管(JIS G 3459)		
	2.1.2 電気検査			
	2.1.3 ケーシング			
	3章 地中熱交換機設備			
	1節 機材及び施工			
3.1.1 掘さく	*工法 ・ 回転振動式 ・ ロータリー式 ・ ダウンザホールハンマ式 ・ ローターパーカッション式			
3.1.4 試験	*水圧試験 ※ 3.1.4(1)~(3)により行う ・ 行わない ()			
第8編	1章 一般事項			
	1節 総 則			
	1.1.1 一般事項	*処理種別 ・ 小規模合併処理 ・ 合併処理 型式 ・ 現場施工型 ・ ユニット型 処理性能 BOD除去率 ・ 90%以上 ・ 95%以上 BOD濃度 ・ 10mg/L以下 ・ 20mg/L以下 COD濃度 ・ 規定なし ・ 10mg/L以下 T-P濃度 ・ 規定なし ・ 1mg/L以下 T-N濃度 ・ 規定なし ・ 10mg/L以下 ・ 15mg/L以下 ・ 20mg/L以下 方式 () ・ 図示による		【表8.1.1】
	1.1.2 施工範囲	*送風機室 ・ 設置する (仕様等 ※ 図示による ()) ・ 設置しない 防護さく ・ 設置する (仕様等 ※ 図示による ()) ・ 設置しない コンクリート躯体工事 ・ 設置する (仕様等 ※ 図示による ()) ・ 設置しない		【表8.1.2】
	2章 現場施工型浄化槽			
	3章 ユニット型浄化槽			
	1節 機 材			
	2.1.4(3.1.1) エアリフトホップ	*エアリフトホップ 計量機能 ・ 要 ・ 不要 調整機能 ・ 要 ・ 不要		
	2.1.5(3.1.1) 送風機	*間欠ばっ気運転 ・ 行う ・ 行わない その他 () *換気用送風機 [・ 遠心送風機 ・ 軸流送風機 ・ 斜流送風機 ・ 壁掛式換気扇 ・ 天井式有圧換気扇		
	2.1.6(3.1.1) 制御盤	*一括故障表示用無電圧接点及び端子 ・ 設ける ・ 設けない		
	2.1.11(3.1.1) 消泡装置	*消泡装置 形式 ・ ノズル式 ・ 消泡剤式		
	2.1.14(3.1.1) 消毒装置	*消毒装置 ※ 固定塩素剤消毒装置 ※ 次亜塩素酸ソーダ消毒装置 ()		
	2.1.27(3.1.1) マンホール	*マンホールに施錠する箇所 () ・ 図示による 合成樹脂製マンホールを設ける箇所 () ・ 図示による		
	2.1.30(3.1.1) 配管	*管材 () [表8.2.1] 弁類 () [表8.2.2]		
	2章2節 施 工			
2.2.1 施 工	*土工事 土留等 ・ 設置する (詳細: ※ 図示による ()) ・ 設置しない			
3章2節 施 工				
3.2.1 施 工	*基礎等の厚さ ※ 表8.3.1による ()			
第9編	1章 一般事項			
	1節 総 則			
	1.1.1 一般事項	*再生電力備蓄システム ・ 使用する ・ 使用しない		
	2章 一般エレベーター			
	1節 一般事項			
	2.1.1 一般事項	*ロープ式エレベーター構造 ・ 機械室あり ・ 機械室なし		
	2章 一般エレベーター			
	3章 普及型エレベーター			
	2節 機材及び施工			
	2.2.1 駆動装置等	*電源盤及び制御盤 機械室なしの場合の設置場所 ・ 昇降路内 ・ 乗場 ※ 図示による 動力計測用電力量計 ・ 設ける ・ 設けない ※ 図示による 制御装置の機能 ・ 図示による () [表9.2.2]		
昇 降 機 設 備 工 事	2.2.2 かが	*かが室 かが室内に設けるもの [・ 各階案内表示板 ・ 館内放送用スピーカー ・ 着脱式壁保護材 ・ 図示による 付加仕様 [・ かが内専用操作盤 ・ かが内手すり ・ かが内鏡 ・ かが内専用インジケータ ・ キックプレート ・ 視覚障がい者用装置(点字銘板、自動放送装置、かが床材) ・ 図示による * かがの戸 材質 [・ 熱間圧延軟鋼板及び鋼帯(JIS G 3131) ・ 冷間圧延鋼板及び鋼帯(JIS G 3141) ・ 電気亜鉛めつき鋼板及び鋼帯(JIS G 3313) () ・ 図示による	【改修2.2.1】	
	2.2.2 かが		【改修2.2.2】	
	2.2.2 かが			
	2.2.3 乗 場	* かが操作盤 [行先階ボタンの登録済呼び取消し機能 ・ 要 ・ 不要 ・ 図示による * 三方枠 材質 [・ 熱間圧延軟鋼板及び鋼帯(JIS G 3131) ・ 冷間圧延鋼板及び鋼帯(JIS G 3141) ・ 電気亜鉛めつき鋼板及び鋼帯(JIS G 3313) () ・ 図示による	【改修2.2.3】	
	2.2.3 乗 場	*乗場の戸 材質 [・ 熱間圧延軟鋼板及び鋼帯(JIS G 3131) ・ 冷間圧延鋼板及び鋼帯(JIS G 3141)		
		八角トイレ(彫刻の森前)洋式化工事	図面番号	
		機械設備工事特記仕様書 5/6	縮尺	
検 図	製 図	設 計		
		R5.5	知北平和公園組合	

編	項目	特記事項	備考																																																								
第9編	昇降機	・電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯(JIS G 3313) ・ () ・ 図示による	【改修2.2.5】 【改修2.2.6】 【改修2.2.7】 【改修2.2.8】 【改修2.2.9】																																																								
		* 乗場ボタン 専用乗場ボタン(付加仕様) ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による																																																									
		* インジケータ ホールランタン 昇降方向音声装置 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による																																																									
		* 非常着床用出入口 仕様 ・ 図示による ・ ()																																																									
		* 非常止め装置(釣合いおもり側) ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による																																																									
		2.2.5 安全装置																																																									
		2.2.6 耐震措置																																																									
		2.2.7 管制運転等																																																									
		2.2.8 エレベーター監視盤																																																									
		2.2.10 塗装																																																									
		2.2.11 電気配線																																																									
		6章 エスカレーター																																																									
		2節 機材及び施工																																																									
		6.2.4 欄干																																																									
		6.2.7 制御盤及び運転操作方式																																																									
6.2.8 安全装置																																																											
6.2.9 耐震施工																																																											
【改修2節】 仮設工事等	* 同一昇降路内の隣接するEVの運転 ・ 行う(対策:) ・ 行わない																																																										
1.2.1 一般事項																																																											
【改修3節】 撤去工事																																																											
1.3.2 既設機器の撤去	* 既設機器等の撤去範囲 ※ 図示による ・ ()																																																										
1.3.3 既設機器の撤出	* 床、壁等の撤去後の開口部補修方法及び仕上げの仕様 ・ 監督員と協議 ・ 図示による * 撤出方法 ・ () ・ 図示による																																																										
第10編	機械式駐車設備工事																																																										
2章	二段方式駐車装置	* ターンテーブル ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による																																																									
2.2.4	運転操作盤	* 運転操作盤 ※ 号機毎につき一面設ける ・ () 号機スイッチ ・ 要 ・ 不要																																																									
2.2.7	耐震措置	* 地域係数 ※ 1.0 ・ ()																																																									
2.2.8	塗装及び防錆	* 構造体及び機器の防錆 ・ 塗装 () ・ 溶融亜鉛めっき ・ 図示による																																																									
第11編	医療ガス設備工事																																																										
1節	機材																																																										
2.1.1	医療ガス供給装置	* 定置式超低温液化ガス供給装置(CE) 設置数 ・ 1 ・ 2 ・ () ・ 図示による * 可搬式長低温液化ガス供給装置 警報装置 ※ 接点付き液面計 ・ () ・ 図示による * 圧縮空気供給装置 エアドライヤ 除湿方式 ・ () ・ 図示による 制御盤の構造 ※ 2.1.1.5(7)による ・ () ・ 図示による																																																									
2.1.2	アウトレット、区域別遮断	* 麻酔ガス排除装置 余剰麻酔ガス処理装置 ・ 付加する ・ 付加しない ・ 図示による * アウトレット その他の機器 ・ () ・ 図示による																																																									
2.1.4	遠隔警報器	* 区域別遮断弁 壁以外に取付ける場合 () 緊急導入口付とする場合 ()																																																									
2.1.4	機材の検査に伴う試験	* 指定して試験を行う機材 ()																																																									
3節	既存配管設備の変更																																																										
2.3.1	一般事項	* 既存の撤去を行う場合の切り離し部の措置 ※ プラグ止め ・ ()																																																									
4節	検査・試験	* 仮設供給の方法 ()																																																									
2.4.2	検査・試験の順序	* 検査・試験の項目と順序 ※ 2.4.2による ・ ()																																																									
2.4.3	検査・試験の時期と内容	* 作動及び性能検査 アウトレット ガス別同定 酸素濃度計による酸素濃度測定で判別不可能な場合 ・ 他の方法 () ・ 一時的に送気圧力を変える ・ 単独で試験を行う																																																									
		* 圧縮空気供給装置の清浄度試験 判定基準 寒冷地等の治療用空気の露点温度 ()																																																									
その他	* 本設計図、共通仕様書及び標準図に記載されたものの他は営繕工事における耐震性強化指針(H9.4月)による。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">※ 特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ()内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">※ 特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 重要機器 受変電設備機器、自家発電設備機器、 直流電源機器、通信機器、電話交換機器、 給水装置、排水装置、重要な空調 熱源機器、中央監視制御機器</p> <p>危険物関係機器、 危険物用防災機器 避難用機器、 防災機器</p> <p>火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等) 第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類 105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽 大型水槽類、特殊ガス容器等</p> <p>* 上記の他、上記を機能させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。 ・ 一般機器 重要機器以外のもの</p>	設置場所	耐震安全性の分類				※ 特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	設置場所	耐震安全性の分類				※ 特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6	<p>本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。</p> <p>上層階は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。</p> <p>中間階は、地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。(平屋建は1階と屋上で構成され中間階はなし)</p> <p>設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。</p> <p>水槽類にはオルタンク等を含む。</p>
設置場所	耐震安全性の分類																																																										
	※ 特定の施設			一般の施設																																																							
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																							
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																							
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																							
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																							
設置場所	耐震安全性の分類																																																										
	※ 特定の施設		一般の施設																																																								
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																							
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																							
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							

編 号	項 目	特 記 事 項	備 考	
そ の 他	* 特定建設資材の 再資源化等	* 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、請負者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページhttp://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikakuから入手すること。 (注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお請負者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。		
	* 別表1 建築物に係る解体工事		* 別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)	
	内工 容程 及毎 法 の 解 作 業 方 案 内	工 程 作業内容 分別・解体等の方法 ・ 建築設備、内装材等 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・ 屋根ふき材 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・ 外装材、上部構造部材 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・ 基礎、基礎ぐい ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・ その他() ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	工 程 作業内容 分別・解体等の方法 ・ 造成等 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・ 基礎、基礎ぐい ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・ 上部構造部分、外装 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・ 屋根 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・ 建築設備、内装等 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・ その他() ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
	* 別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)		* 別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地	
容工 及程 び毎 解 の 体 作 業 方 案 内	工 程 作業内容 分別・解体等の方法 ・ 仮設 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・ 土工 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・ 基礎 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・ 本体工事 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・ 本体付属品 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・ その他() ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	廃棄物の種類 施設の名称 所 在 地 ・ コンクリート ・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材 ・ アスファルト・コンクリート ・ 木材		

機 械 設 備 工 事 指 定 資 材			
分 類	指 定 資 材	適 用 範 囲	品 質 性 能 基 準
ボイラー	鋼製簡易ボイラー		評価名簿登録品
	鑄鉄製ボイラー		評価名簿登録品
	鋼製小型ボイラー		評価名簿登録品
	鋼製ボイラー		評価名簿登録品
温水発生機	真空式温水発生機		評価名簿登録品
	無圧式温水発生機		評価名簿登録品
冷凍機	チリングユニット(空気熱源ヒートポンプユニット含む)		評価名簿登録品
	直置き吸収式冷温水機		評価名簿登録品
	小型九州冷温水機ユニット		評価名簿登録品
冷却塔	遠心冷凍機		評価名簿登録品
	冷却塔		評価名簿登録品
空気調和器	ユニット形空気調和機		評価名簿登録品
	ファンコイルユニット及びカセット型ファンコイルユニット		評価名簿登録品
	コンパクト形空気調和機		評価名簿登録品
	パッケージ形空気調和機	圧縮機用電動機の出力7.5kw以上	評価名簿登録品
空気清浄装置	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和器	冷房能力28kwを超えるもの(マルチ形を除く)	評価名簿登録品
	エアフィルター(パネル形・折込み形・袋形)		評価名簿登録品
	自動巻取形エアフィルター		評価名簿登録品
全熱交換機	電気集じん器		評価名簿登録品
	全熱交換器(回転形・静止形)		評価名簿登録品
	全熱交換ユニット		評価名簿登録品
送風機類	遠心送風機(多翼形送風機)		評価名簿登録品
	斜流送風機		評価名簿登録品
	軸流送風機		評価名簿登録品
	消音ボックス付送風機		評価名簿登録品
ポンプ類	横形遠心ポンプ		評価名簿登録品
	水中モーターポンプ	(汚水用・雑排水用・汚物用)	評価名簿登録品
ダクト付属品	立形遠心ポンプ		評価名簿登録品
	吹出口・吸込口		評価名簿登録品
自動制御	風量ユニット(定風量・変風量)		評価名簿登録品
	自動制御システム		評価名簿登録システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット		JISマーク表示品または評価名簿登録品
タンク	FRP製パネルタンク		評価名簿登録品
	密閉型隔膜式膨張タンク(空調用・給湯用)		評価名簿登録品
	ステンレス鋼板性パネルタンク(溶接組立形)		評価名簿登録品
	ステンレス鋼板性パネルタンク(ホル組立形)		評価名簿登録品
消火装置	スプリンクラー消火システム		評価名簿登録システム
	不活性ガス消火システム		評価名簿登録システム
	泡消火システム		評価名簿登録システム
厨房機器	厨房システム		評価名簿登録システム
	鑄鉄製ふた	マンホールふた・弁棚ふた	評価名簿登録品

注)本工事に使用する資材・機材は、上表によるほか、最新版の国土交通大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。
 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(「評価名簿登録品、評価名簿登録システム」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。
 2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。
 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。
 (定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。)
 なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。

		八角トイレ(彫刻の森前)洋式化工事		図面番号
		機械設備工事特記仕様書 6/6		
検 図	製 図	設 計	知北平和公園組合	
		R5.5		